

マイカー共済とセットでご加入を!!

自賠責共済

自動車損害賠償責任共済

ご契約車両を運転中に、他人にけがをさせたり、死亡させたりした場合の対人賠償事故を補償します。



自賠責共済とは?

自動車損害賠償保障法によって道路を走るすべての自動車(二輪車を含む)、原付自転車に加入が義務づけられている共済(保険)です。

死亡	最高 3,000万円
けが	最高 120万円
後遺障がい	程度に応じて4,000万円※～75万円

※神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障がいを残して介護が必要な場合
常時介護:4,000万円(第1級)、随時介護:3,000万円(第2級)
・上記以外の後遺障がい
3,000万円(第1級)～75万円(第14級)



もし自賠責共済(保険)に加入していないと?

未加入で運行した場合、法律により罰せられます。

免許停止(違反点数6点)

＋

1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金



原付・バイクをお持ちの方は特に注意!

車検制度のない原付・250cc以下のバイクは自賠責共済(保険)の有効期限切れに特に注意が必要です。
今一度、有効期限のご確認を!





ご加入希望の方は
本部フリーコールへ
ご相談ください

マイカー共済 とあわせてのご加入をおすすめします。